

令和6年5月臨時会

綾川町議会会議録

(第2回)

令和6年 5月 2日開会

令和6年 5月 2日閉会

綾川町議会

令和6年 第2回 綾川町議会臨時会会議録

綾川町告示第63号

令和6年5月2日綾川町議会議場に第2回臨時会を招集する。

令和6年4月30日

綾川町長 前田 武俊

開会 令和6年 5月 2日 午前 9時58分

閉会 令和6年 5月 2日 午後 2時59分 (会期1日間)

第1日目 (5月2日)

出席議員15名

1番 川崎 泰史
2番 三好 和幸
3番 浜口 清海
4番 大西 哲也
5番 森 繁樹
6番 小田 郁生
7番 三好 東曜
8番 十河 茂広
9番 植田 誠司
10番 西村 宣之
11番 大野 直樹
12番 岡田 芳正
13番 井上 博道
15番 福家利智子
16番 河野 雅廣

欠席議員

14番 福家 功

会議録署名議員

11番 大野 直樹
12番 岡田 芳正

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	辻 村 育 代
総 務 課 長 補 佐	田 辺 由 花
議 会 事 務 局 書 記	津 村 高 史

地方自治法121条による出席者の氏名

町	長	前 田 武 俊
副 町	長	谷 岡 学
教 育	長	松 井 輝 善
総 務 課	長	宮 前 昭 男
い い ま ち 推 進 室	長	福 家 孝 司
支 所	長	宮 脇 雅 彦
税 務 課	長	亀 山 和 成
学 校 教 育 課	長	岡 下 進 一
生 涯 学 習 課	長	中 津 秀 之
会 計 管 理 者 兼 会 計 室	長	水 谷 香 保 里
建 設 課	長	田 岡 大 史
経 済 課	長	福 家 勝 己
住 民 生 活 課	長	緒 方 紀 枝
保 険 年 金 課	長	辻 村 隆 司
陶 病 院 事 務	長	辻 井 武
健 康 福 祉 課	長	土 肥 富 士 三
子 育 て 支 援 課	長	杉 山 真 紀 子

傍聴人 1人

議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期決定について
- 第 3 議案第 1 号 町長の専決処分事項の報告について（綾川町税条例の一部改正）
- 第 4 議案第 2 号 町長の専決処分事項の報告について（綾川町過疎地域における町税の特別措置条例の一部改正）
- 第 5 議案第 3 号 町長の専決処分事項の報告について（綾川町国民健康保険税条例の一部改正）
- 第 6 議案第 4 号 教育委員会委員の任命同意について

追 加 議 事 日 程

- 第 7 議長選挙について
- 第 8 副議長選挙について
- 第 9 常任委員の選任について
- 第 10 議会運営委員の選任について
- 第 11 議会広報編集特別委員の選任について
- 第 12 議案第 5 号 監査委員の選任同意について
- 第 13 香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 第 14 香川県広域水道企業団議会議員の選挙について
- 第 15 発議第 1 号 閉会中の継続審査の申し出について（議会運営委員会）
- 第 16 発議第 2 号 閉会中の継続審査の申し出について（議会広報編集特別委員会）

令和6年 第2回 綾川町議会臨時会

5月2日 午前9時59分開会

○議長（河野）おはようございます。開会前に、14番、福家功君より欠席届が出ております。ただいま、出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和6年第2回綾川町議会臨時会を開会いたします。なお、議場内写真撮影のため、職員の入室を許可しております。

○議長（河野）これより本日の会議を開きます。

○議長（河野）日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、11番、大野直樹君、12番、岡田芳正君の両名を指名いたします。

○議長（河野）日程第2、「会期決定について」を議題といたします。議会運営委員長の報告を求めます。

○議長（河野）議会運営委員長、大野直樹君。

○議会運営委員長（大野）議長。

○議長（河野）はい、大野君。

○議会運営委員長（大野）はい。9番、大野です。

○議会運営委員長（大野）おはようございます。ただいまより、議会運営委員会のご報告を申し上げます。

去る、4月22日、また本日午前9時より、常任委員会室において、議会運営委員会を開催し、諸般の協議を行いました。当委員会の開催にあたっては、議会から議会運営委員5名と河野議長、及び議会事務局長が出席し、当局からは前田町長、谷岡副町長、宮前総務課長の出席を求め、今臨時会に付議される案件の内容等について説明を受け、日程の調整を行いましたので、結果について、ご報告を申し上げます。

まず、令和6年第2回臨時会に際し、提出予定議案として、説明のあったものは、専決処分案件3件、人事案件1件の、合計4件であり、お手元の議案書に記載された通りでございます。

当委員会として、いずれの議案も緊急性の高い議案として、臨時会を開催し、上程することが適当として認めたものでございます。

次に議案審議の方法について、ご報告を申し上げます。この後、町長より提案理由の説明を受け、上程された議案を、それぞれ所管する各常任委員会に付託し、暫時休憩といたします。

この間の休憩中に、各常任委員会を順次開催いただき、審議を経た後、本会議を再開し、各委員長報告、採決の順に進めることといたしました。

従って、今臨時会の「会期の日程」につきましては、議案件数及び内容等を考慮し、本日1日間と決定いたしました。以上が、今臨時会に関する審議の概要でございます。

最後に、議事進行についてであります。本会議、また常任委員会の開催にあたり、

会議規則を遵守し、円滑な議会運営となりますよう、議員各位の格段のご協力をお願い申し上げて、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（河野）本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間といたしたいと思います。

○議長（河野）これにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。また、議会運営委員長からも申し上げましたように、可能な限り時間短縮を心掛け、円滑な会議運営をはかっていただくよう皆様をお願いいたします。

○議長（河野）続きまして、日程第3、議案第1号、「町長の専決処分事項の報告について」から日程第6、議案第4号、「教育委員会委員の任命同意について」までを一括議題といたします。

○議長（河野）本件について、ただいまより提案理由の説明を求めます。

○議長（河野）前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）はい、議長。

○町長（前田）おはようございます。本臨時会の提案理由を申し上げます前に、この度、陶病院及び教育委員会における不適切事案について、ご報告とお詫びを申し上げます。

本町陶病院において、1歳児未満の乳児に接種しているBCGワクチンの希釈を誤り、平成28年4月から令和6年3月までの間、通常より濃い濃度のワクチン接種をしておりました。当該期間、乳児712人に接種しておりますが、現在のところ健康被害の情報はありません。また、結核予防会結核研究所においても、ワクチンの効果に問題はなく再接種の必要もないと伺っております。

接種者の皆様には、書面にて謝罪するとともに、陶病院において、相談窓口を設け、問い合わせなどの体制を整えております。今後は、複数のスタッフでの確認体制を徹底し、再発防止に努めてまいります。

次に、教育委員会において、個人情報を含む書類紛失の事案がありました。令和6年3月24日に開催された、「梅の里あやがわジョギング教室」の参加予定者456名の氏名・住所などの個人情報が記載された受付簿を紛失したもので、3月26日、確認したところ見当たらないことから、関係者等への聞き取りも行いましたが発見できませんでした。参加者の皆様には、書面にて謝罪と経過報告をしております。

現在のところ、参加者の情報の流出は確認されておられません。今後は、個人情報の取扱いについて管理を徹底し、再発防止に努めてまいります。

以上、2件の不適切事案について、関係者の皆様には、ご心配、ご迷惑をおかけいたしましたことを改めてお詫び申し上げるところでございます。今後とも、一層の管理の徹底に努め、皆さまの信頼を回復するため全力を尽くしてまいります。改めまして、こ

の度は、誠に申し訳ございませんでした。

それでは、本日、開会いたしました第2回臨時会にご提案申し上げました議案4件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。議案第1号から議案第3号につきましては、「町長の専決処分事項の報告について」の議案であります。

議案第1号の「綾川町税条例の一部改正について」は、地方税法の一部を改正する法律が、令和6年3月30日に公布され、4月1日より施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めます。

次に、議案第2号「綾川町過疎地域における町税の特別措置条例の一部改正について」は、改正前の条例の適用期限が令和6年3月31日で失効となり、適用期限をさらに3年間延長するため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会のご承認を求めます。

次に、議案第3号の「綾川町国民健康保険税条例の一部改正について」は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布され、4月1日より施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めます。

次に、議案第4号の「教育委員会委員の任命同意について」の議案は、本年5月11日をもって任期満了になります、香西弘志教育委員及び濱崎泰子教育委員につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、香西弘志教育委員につきましては、引き続き任命し、濱崎泰子教育委員につきましては、後任者として住所、綾川町滝宮353番地5、生年月日、昭和35年6月22日、濱崎良重氏を任命いたしたく、議会の同意を求めます。

以上、議案4件につきまして提案理由を申し上げますが、詳細につきましては、それぞれの常任委員会におきまして、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（河野） これをもって提案理由の説明を終わります。

○議長（河野） お諮りいたします。これより、委員会付託を議題といたします。議案第1号から議案第3号を、それぞれ所管する常任委員会に付託したいと思います。

○議長（河野） これにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 異議なしと認めます。

○議長（河野） よって、議案第1号から議案第3号をそれぞれ所管する常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（河野） ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前 10時 9分
(休憩中に、総務・厚生各常任委員会を開催)
再開 午前 11時 2分

- 議長（河野） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
- 議長（河野） これより、委員長報告を行います。委員長の報告を求めます。
- 議長（河野） 総務常任委員長、福家利智子君。
- 総務常任委員長（福家利） はい、15番、福家利智子。
- 議長（河野） 福家利智子さん。
- 総務常任委員長（福家利） はい。
- 総務常任委員長（福家利） ただいまより、総務常任委員会のご報告を申し上げます。

本日、5月2日、午前10時12分より、常任委員会室において総務常任委員会を開催いたしました。出席者は、委員全員と議長、執行部より、町長、副町長、教育長、並びに関係課長及び課長補佐等、議会事務局より局長が出席し、また2名の傍聴議員の出席がありました。

町長の挨拶を受けた後、審議事項に入る前に、執行部より令和6年3月24日、日曜日に開催された「2024梅の里あやがわジョギング教室」の参加申込者の個人情報が入った受付名簿の紛失事案についてのお詫びと報告があり、その後、審議に入りました。

本定例会で当委員会に付託された案件は2件で、これより審議の経過と結果を要約してご報告申し上げます。

まず、議案第1号「町長の専決処分事項の報告（綾川町税条例の一部を改正する条例）について」説明を求めました。執行部より、「議案第1号は、上位法である、地方税法等の一部を改正する法律及び関係省令等が、3月30日に公布されたことに伴い、同年4月1日を施行日とする改正内容が含まれることから、関係条例の一部を改正するもので、改正内容の主なものとして、町民税における特例税額控除、いわゆる定額減税の規定の新設及びそれに伴う読み替え規定等の調整、町民税・固定資産税・特別土地保有税において職権による減免を可能とする規定の整備、固定資産税の課税標準の特例、いわゆるわがまち特例の規定の整備、その他項ずれや年度更新への対応である。」との説明があり、「地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものである。」との説明がありました。

委員より特に質問はなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第2号「町長の専決処分事項の報告（綾川町過疎地域における町税の特別措置条例の一部を改正する条例）について」説明を求めました。

執行部より、「議案第2号は、当該条例は令和6年3月31日までを適用期限としておりましたが、上位法である、『過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法』の

適用期限が令和 13 年 3 月 31 日であり、また、過疎地域における地方税の減収補填措置の適用期限も 3 年間延長され令和 9 年 3 月 31 日までとなる見込みであることから、同じく適用期限を 3 年間延長し、令和 9 年 3 月 31 日までとする改正を行うものである。」との説明があり「地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるものである。」との説明がありました。

委員より、「毎回 3 年更新なのか。」との質問があり、執行部より、「過疎地域の指定の見直し、また他の法律改正の可能性も考えられ 3 年としている。」との答弁がありました。

他に質問はなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なく承認いたしました。

すべての審議を午前 10 時 30 分に終え、総務常任委員会を閉会いたしました。

以上で、総務常任委員会における委員長報告を終わります。

○議長（河野）厚生常任委員長、十河茂広君。

○厚生常任委員長（十河）議長、8 番。

○議長（河野）十河君。

○厚生常任委員長（十河）はい。

○厚生常任委員長（十河）ただいまより、厚生常任委員会のご報告を申し上げます。

本日、5 月 2 日午前 10 時 35 分より常任委員会室において、厚生常任委員会を開催いたしました。

出席者は、委員全員と議長、執行部より町長、副町長、関係課長及び担当課長補佐、議会事務局長が出席し、また、1 名の傍聴議員の出席がありました。

本臨時会で当委員会に付託された案件は 1 件で、町長の挨拶を受けた後、執行部より陶病院の BCG 接種の誤りについてお詫びと報告があり、その後、審議に入りました。これより審議の経過と結果をご報告いたします。

議案第 3 号「町長の専決処分事項の報告（綾川町国民健康保険税条例の一部改正）について」説明を求めました。

執行部より、「上位法である、地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和 6 年 4 月 1 日より施行されることにより、綾川町国民健康保険税条例を早急に改正する必要が生じ、地方自治法の規定により専決処分を行ったため議会の承認を求めるもので、主な改正内容は、後期高齢者支援金等課税額の限度額と減額措置に係る軽減判定所得の基準額をそれぞれ引き上げる改正である。」との説明がありました。

特に質問もなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なくこれを承認いたしました。

以上で厚生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（河野）これをもって、委員長報告を終わります。

○議長（河野）これより、採決を行います。

○議長（河野）議案第 1 号、「町長の専決処分事項の報告について」を採決いたします。

○議長（河野）本案を、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

○議長(河野) 異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり、承認することに決定いたしました。

○議長(河野) 議案第2号、「町長の専決処分事項の報告について」を採決いたします。

○議長(河野) 本案を、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

○議長(河野) 異議なしと認めます。よって議案第2号は、原案のとおり、承認することに決定いたしました。

○議長(河野) 議案第3号、「町長の専決処分事項の報告について」を採決いたします。

○議長(河野) 本案を、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

○議長(河野) 異議なしと認めます。よって議案第3号は、原案のとおり、承認することに決定いたしました。

○議長(河野) 議案第4号、「教育委員会委員の任命同意について」を採決いたします。

○議長(河野) この採決は起立によって行います。本件に同意することに賛成の方は、ご起立願います。

(起立 13 名)

○議長(河野) ありがとうございます。起立多数です。

よって、教育委員会委員に香西弘志氏及び濱崎良重氏を任命同意することに決しました。

○議長(河野) 以上、上程されておりました議案審議は、すべて終了いたしました。ここで、暫時休憩をいたします。

休憩 午前 11時10分

再開 午前 11時15分

○副議長(植田) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま議長、河野雅廣君から議長の辞職願が提出されました。

○副議長(植田) お諮りいたします。「議長辞職の件」を議題とすることにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

○副議長(植田) 異議なしと認めます。よって、「議長辞職の件」を議題とすることに決定いたしました。

○副議長(植田) 「議長辞職の件」を議題といたします。地方自治法第117条の規定によ

って、河野雅廣君の退場を求めます。

(河野議長、退場)

○副議長(植田) お諮りいたします。河野雅廣君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

○副議長(植田) 異議なしと認めます。

○副議長(植田) よって、河野雅廣君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

○副議長(植田) 河野雅廣君の入場を許可し、慣例により、ご挨拶を頂きたいと思えます。しばらくお待ち願います。

(河野議員、入場)

○副議長(植田) 河野雅廣君に慣例により、ご挨拶を頂きたいと思えます。どうぞ演壇へお進み下さい。

○16番(河野) 一言御礼を申し上げたいと思えます。

私事を議長の任期の期間にはひとかたならぬ。協力を賜りましたこと、本当にありがとうございました。思い返すと、様々なことが走馬灯のように思い返されますが、これからの町行政、課せられる課題は非常に、山積しておると思えます。

議員一丸となって、是々非々も審議をお願いしたいと思えます。

後になりましたけれども、議員諸兄の今後ますますのご活躍、さらに町の発展をご祈念申し上げまして、御礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(一同拍手)

○副議長(植田) ただいま、議長が欠けました。お諮りいたします。「議長の選挙について」を日程に追加し直ちに選挙を行いたいと思えます。ご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○副議長(植田) 三好東曜議員。

○7番(三好) はい。選挙にあたりまして、議長を候補制にさせていただくかたちを提言いたします。

○副議長(植田) ただいま、三好東曜議員から立候補という言葉で動議があがりました。

この動議には他に1人以上の賛成者が必要となりますので、賛成の方ございますか。

(賛成2名)

○副議長(植田) この動議は他に1名以上の賛成がありましたので成立しました。

○副議長(植田) 議長の選挙において立候補者を立てる内容についての動議を議題として採決いたします。この採決は起立によって行います。この動議の通り決定することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立に疑義が生じる)

○副議長(植田) 再度確認をいたします。ただいまの、議長選挙に対する立候補についての動議について、賛成する方の起立を求めました。

○副議長(植田) はい。ありがとうございました。起立少数であります。

よって議長選挙、立候補の件についての動議は、否決されました。

○副議長（植田）よって、「議長の選挙について」を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

○副議長（植田）これより、追加日程第7、「議長の選挙」を行います。選挙は、投票で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○副議長（植田）異議なしと認めます。よって、選挙は投票で行うことに決定いたしました。

○副議長（植田）議場の出入口を閉めます。

（書記が出入口の鍵をかける）

○副議長（植田）ただいまの出席議員数は、15名であります。

○副議長（植田）次に、立会人を指名いたします。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に、川崎泰史君、及び三好和幸君を指名いたします。

○副議長（植田）それでは投票用紙を配布いたします。

（書記、投票用紙を配布）

○副議長（植田）念のために申し上げます。投票は、単記無記名です。投票用紙には、被選挙人の氏名を記載願います。

○副議長（植田）投票用紙の配布もれはありませんか。

（なしの声あり）

○副議長（植田）「配布もれなし」と認めます。

○副議長（植田）投票箱を点検いたします。

（事務局長、投票箱の点検をし、議員に見せる）

○副議長（植田）よろしいですか。

○副議長（植田）異状なしと認めます。

○副議長（植田）ただいまから、投票を行います。事務局長が、議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（辻村）それでは失礼いたしまして、お呼びさせていただきます。

1番、川崎議員、2番、三好和幸議員、3番、浜口議員、4番、大西議員、5番、森議員、6番、小田議員、7番、三好東曜議員、8番、十河議員、9番、植田議員、10番、西村議員、11番、大野議員、12番、岡田議員、13番、井上議員、15番、福家利智子議員、16番、河野議員。

○副議長（植田）投票もれは、ございませんか。

（なしの声あり）

○副議長（植田）「投票もれなし」と認めます。

○副議長（植田）投票を終わります。

○副議長（植田）開票を行います。

○副議長（植田）川崎泰史君、及び三好和幸君、開票の立ち会いを、お願いいたします。

(演壇上で開票作業を行う)

○副議長(植田) 選挙の結果を報告します。投票総数 15 票、有効投票 14 票、無効投票 1 票です。

○副議長(植田) 有効投票のうち、河野君 10 票、井上君 1 票、三好東曜君 1 票、川崎君 1 票、植田君 1 票。以上のとおりであります。

○副議長(植田) この選挙の法定得票数は、4. 0 票であります。よって、河野雅廣君が議長に当選されました。

○副議長(植田) 議場の出入口を開きます。

(書記が議場出入口の鍵を開く)

○副議長(植田) ただいま、議長に当選されました河野雅廣君が議場におられます。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。河野雅廣君、登壇してご挨拶をお願いいたします。

○議長(河野) 議長。

○副議長(植田) 河野君。

○議長(河野) 16 番、河野です。

○議長(河野) 一言、議長就任のご挨拶を申し上げます。この度、議会構成にあたり、不肖、私が議長選挙において、多数のご支援を得て、再度当選人となりましたことは、私自身にとりまして限りない光栄と存じます。それとともにその責任をひしひしと感じておるところでございます。

議長の職務については、今さら議員諸侯に申し上げるべきではございませんが、地方自治法では議場の秩序の保持、そしてまた、議事の整理、議会事務の統理、議会代表権が規定されております。これらを円滑に運用し遂行していくには、議長一人の力をもってしては不可能であります。その職責を果たすためには、議員各位のご支援とご協力を賜らなければならないことは、不可欠であると思っております。

議会はそれぞれに主義主張を異にする議員によって構成されていることは当然のことです。現に私とは党派を異にする議員も何人かはいらっしゃる。しかし、議長としては、主義主張を異にし、党派を異にする議員各位の支援、ご協力を頂かなくてはなりません。そのために、私としては、私人としての主義主張は別として、議長としての職務を行うに際しては、中立公正を最大最終の目的とし、対処する所存でございます。

幸いにして本町議会には、歴代の議長、議員各位によって作られ、守られてきた良き伝統、すなわち、数だけではなく話し合い、対立ではなく互助をモットーとして、運営されてまいりました。私もこの、より良き伝統、尊重すべき先例を遵守するよう最大の努力をお誓いすることを重ねて申し上げて、議員各位のご協力をお願いするものでございます。簡単粗辞ではございますけれども議長の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○副議長(植田) 以上をもちまして、私の臨時議長の任務は終わりました。審議中、ご協

力ありがとうございました。

○副議長（植田）河野雅廣議長、議長席にお着き願います。

（植田議員、自席へ移動。河野議員、議長席へ移動）

○議長（河野）ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前 11時41分

再開 午前 11時44分

○議長（河野）休憩前に引続き会議を再開いたします。

ただいま、植田副議長から副議長の辞職願が提出されました。

○議長（河野）お諮りいたします。

「副議長辞職の件」を議題とすることにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。

よって、「副議長辞職の件」を議題とすることに決定いたしました。

○議長（河野）「副議長辞職の件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、植田誠司君の退場を求めます。

（植田副議長、退場）

○議長（河野）お諮りいたします。植田誠司君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、植田誠司君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

○議長（河野）植田誠司君の入場を許可し、慣例により、ご挨拶を頂きたいと思ひます。

しばらくお待ちいただきたいと思ひます。

（植田議員、入場）

○議長（河野）植田誠司君に慣例により、ご挨拶を頂きたいと思ひます。

どうぞ演壇へお進み下さい。

○9番（植田）副議長、2年間の任期、皆様のご指導いただきながら、どうにか全うしてきました。

議長の補佐をしましたとは言い切れませんが、何をしたかわかりませんが、この皆様からのいろいろなご意見をいただきながら、奮闘してまいりました。

この2年間、どのように補佐できたかわかりませんが私自身、いい勉強にはなったと思っております。この2年間で、勉強になったその内容・過程を、糧として、今後、議

会活動に、邁進してまいりたいと思います。

今後も皆様方のご指導をよろしく願ひいたします。どうもありがとうございました。

○議長（河野） ただいま、副議長が欠けました。お諮りいたします。

「副議長の選挙について」を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。

ご異議ございませんか。

（挙手あり）

○議長（河野） はい、三好東曜君。

○7番（三好東） はい、副議長選挙も立候補制にさせていただきたいと思います。なお、立候補者には立候補にあたっての所信表明を行っていただきたいと思います。

○議長（河野） ただいま三好東曜君から動議が発せられました。このことに賛成の諸君の挙手を願います。

はい、挙手3名でございます。ただいま、三好東曜君が申されました、立候補制というのにつきまして、3名の方々が手を挙げられました。そしてこれは全体ではかるべきだと思いますので、ここで三好議員に賛成の諸君のご起立を願いたいと思います。

（起立3名）

はい。ありがとうございました。起立少数であります。よって三好議員の動議は否決されたということであります。よろしく願ひいたします。

○議長（河野） ただいま、副議長が欠けました。お諮りいたします。

「副議長の選挙について」を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。

ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 異議なしと認めます。よって、「副議長の選挙について」を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

○議長（河野） これより、追加日程第8「副議長の選挙」を行います。選挙は、投票で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 異議なしと認めます。よって、選挙は投票で行うことに決定いたしました。

○議長（河野） 議場の出入口を閉めます。

（書記が出入口の鍵をかける）

○議長（河野） ただいまの出席議員数は、15名であります。

○議長（河野） 次に、立会人を指名いたします。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に、川崎泰史君、及び三好和幸君を指名いたします。

○議長（河野） 投票用紙を配布いたします。

（書記が投票用紙を配る）

○議長（河野） 念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

○議長（河野）投票用紙には、被選挙人の氏名を記載願います。

○議長（河野）投票用紙の配布もれは、ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）「配布もれなし」と認めます。

○議長（河野）投票箱を点検いたします。

（議会事務局長が投票箱を点検、議員に見せる）

○議長（河野）「異状なし」と認めます。

○議長（河野）ただいまから、投票を行います。

○議長（河野）事務局長が、議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

○事務局長（辻村）それでは失礼いたしまして、お呼びさせていただきます。

1番、川崎議員、2番、三好和幸議員、3番、浜口議員、4番、大西議員、5番、森議員、6番、小田議員、7番、三好東曜議員、8番、十河議員、9番、植田議員、10番、西村議員、11番、大野議員、12番、岡田議員、13番、井上議員、15番、福家利智子議員、16番、河野議員。

（議員は呼ばれた順に投票を行う）

○議長（河野）投票もれは、ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）投票もれなしと認めます。

○議長（河野）投票を終わります。

○議長（河野）ここでお諮りいたします。12時が間もなくやっけてまいりますけれども、会議を続行してもらいたいと思います。よろしゅうございますか。

（異議なしの声あり）

○議長（河野）開票を行います。川崎泰史君、及び三好和幸君、開票の立ち会いを、お願いいたします。

（演壇上で開票作業を行う）

○議長（河野）選挙の結果を報告いたします。投票総数15票、有効投票15票、無効投票0票です。

有効投票のうち、植田君1票、大野君10票、井上君2票、三好東曜君1票、川崎泰史君1票。以上のとおりであります。

○議長（河野）この選挙の法定得票数は4.0票であります。よって大野直樹君が副議長に当選されました。議場の出入口を開きます。

（書記が議場出入口の鍵を開く）

○議長（河野）ただいま、副議長に当選されました大野直樹君が議場におられます。会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。大野君、登壇してご挨拶をお願いいたします。

○副議長（大野）はい、議長。

○議長（河野）大野君。

○副議長（大野）それでは、就任に当たり、お礼のご挨拶を一言させていただきたいと思
います。

先ほどの、投票の結果、先輩議員、そしてまた、仲間たちの皆様の、投票で、副議長
という、重要な役職に就任することになりました。これからは、議長をしっかりと、補
佐し、町民の皆様に、皆様の声に耳を傾け、議会の皆様と協力しながら、町政発展のた
めにしっかりと尽力をしていくつもりでございます。

今後とも、先輩議員、そしてまた同僚議員の皆様におかれましては、ご指導ご鞭撻を
賜りますことを心からお願いを申し上げ、就任のお礼のごあいさつとさせていただき
たいと思います。

本日はありがとうございました。

（一同拍手）

○議長（河野）この後、休憩を予定しておりますので、その間に、常任委員会委員の選任
をお願いしたいと思います。綾川町議会委員会条例第2条の規定により、各委員会の
定数は、総務常任委員会6名、建設経済常任委員会5名、厚生常任委員会5名でありま
す。

この後に予定しております議会の構成等に係る議事日程につきましては、執行部か
らの説明を求める案件ではないため、町長、副町長、教育長、総務課長、書記以外の職
員につきましては退席いただいて結構です。

ここで、暫時休憩をいたします

休憩 午後 0時 5分

（各常任委員の選任・正副委員長の互選）

（議会運営委員の選任・正副委員長の互選）

（議会広報編集特別委員の選任・正副委員長の互選）

再開 午後 2時 0分

○議長（河野）休憩前に引続き、会議を再開いたします。

○議長（河野）日程第9、「常任委員の選任」を行います。常任委員の選任につしまし
ては、委員会条例第7条の規定により、議長において指名することとなっております。ご
異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。

○議長（河野）それでは、事務局長より、常任委員を発表いたします。

○事務局長（辻村）失礼いたします。各常任委員会委員の発表をいたします。なお、順不
同で読み上げさせていただきます。

まず、総務常任委員会委員、三好和幸議員、植田議員、大野議員、岡田議員、井上議

員、福家功議員。

次に、厚生常任委員会委員、川崎議員、大西議員、小田議員、西村議員、福家利智子議員です。

次に、建設経済常任委員会委員、浜口議員、森議員、三好東曜議員、十河議員、河野議員。

以上でございます。

○議長（河野）お諮りいたします。ただいまの事務局長の発表のとおり指名することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、常任委員は、ただいまの発表のとおり選任することに決定いたしました。

○議長（河野）また、各委員会の委員長及び副委員長の互選を頂いておりますので、併せて発表いたします。

○事務局長（辻村）失礼いたします。各常任委員会の委員長及び副委員長は、

総務常任委員会	委員長	植田議員、	副委員長	三好和幸議員。
厚生常任委員会	委員長	小田議員、	副委員長	西村議員。
建設経済常任委員会	委員長	十河議員、	副委員長	浜口議員です。

以上でございます。

○議長（河野）日程第10、「議会運営委員の選任」を行います。議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第7条の規定により、議長において指名することとなっております。これにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。それでは、事務局長より、議会運営委員を発表いたします。

○事務局長（辻村）失礼いたします。それでは、議会運営委員の発表をいたします。なお、順不同で読み上げさせていただきます。

三好和幸議員、森議員、小田議員、十河議員、植田議員、福家利智子議員でございます。

以上でございます。

○議長（河野）お諮りいたします。ただいまの事務局長の発表のとおり、指名することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、議会運営委員は、ただいまの発表のとおり選任することに決定いたしました。

○議長（河野）また、議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選を頂いておりますので、併せて発表いたします。

○事務局長（辻村）失礼いたします。議会運営委員会の正副委員長を発表させていただきます。

きます。

委員長、福家利智子議員、副委員長、森議員。以上でございます。

○議長（河野） 日程第 11、「議会広報編集特別委員の選任」を行います。

○議長（河野） 議会広報編集特別委員の選任につきましては、委員会条例第 7 条の規定により、議長において、指名することになっております。ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 異議なしと認めます。

○議長（河野） それでは、事務局長より、議会広報編集特別委員を発表いたします。

○事務局長（辻村） 失礼いたします。それでは、議会広報編集特別委員の発表をいたします。なお、順不同で読み上げさせていただきます。

川崎議員、三好和幸議員、浜口議員、大西議員、森議員、小田議員、十河議員、植田議員。以上でございます。

○議長（河野） お諮りいたします。ただいま、事務局長の発表のとおり、指名することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 異議なしと認めます。よって、議会広報編集特別委員は、ただいまの発表のとおり選任することに決定いたしました。

○議長（河野） また、委員会の委員長及び副委員長の互選を頂いておりますので、併せて発表いたします。

○事務局長（辻村） 失礼いたします。議会広報編集委員会の正副委員長を発表させていただきます。

委員長、十河議員、副委員長 大西議員。以上でございます。

○議長（河野） 以上、各常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の構成委員及び正副委員長については、ただいまのとおり決定いたしましたので、よろしく願いいたします。

○議長（河野） この後、休憩を予定しておりますので、その間に「議会運営委員会」の開催、その後、「全員協議会」を開催していただきたいと思います。ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時 7分

（議会運営委員会の開催。終了後、全員協議会の開催）

再開 午後 2時 49分

○議長（河野） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○議長（河野） それでは、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、福家利智子

君。

○**議会運営委員長（福家利）** はい、15番、福家利智子。

○**議長（河野）** 福家利智子さん。

○**議会運営委員長（福家利）** それでは、議会運営委員会における協議の結果について、ご報告をいたします。

先ほど休憩中に、常任委員会室において、議会運営委員会を開催いたしました。

当委員会の開催にあたって、議会から議会運営委員5名と河野議長、及び議会事務局長が出席し、当局からは前田町長、谷岡副町長、宮前総務課長の出席を求め、今臨時会に付議される案件の内容について説明を受け、諸般の協議を行いました。

本臨時会に際し、追加提案として説明のあったものは、人事案件では、執行部提案1件、議会提案2件の計3件、及び議員発議案件2件の、合計5件であり、「監査委員（議会のうちから選任）の選任同意について」、「香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について」、「香川県広域水道企業団議会議員の選挙について」、議会運営委員会からの「閉会中の継続審査の申し出について」、議会広報編集特別委員会からの「閉会中の継続審査の申し出について」であり、お手元の議案書のとおりであります。

当委員会として、いずれの議案も本臨時会で審議することが妥当として決定し、この5件について、それぞれ日程に追加することといたしました。

次に、この後の日程について、議案第5号について、町長より提出議案に対する提案理由の説明をいただいた後、本会議において採決することといたしました。

また、その後、議会発議案についても、本会議において採決することといたしました。

最後に、議事進行につきましては、会議規則を遵守し、可能な限り時間短縮を心掛け、円滑な議会運営となりますよう、議員各位の格段のご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○**議長（河野）** お諮りいたします。議会運営委員長の報告のとおり追加日程第12、議案第5号「監査委員（議員のうちから選任）の選任同意について」から、追加日程第16、発議第2号「閉会中の継続審査の申し出について」までが提出されましたので、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○**議長（河野）** 異議なしと認めます。よって、追加日程第12、議案第5号「監査委員（議員のうちから選任）の選任同意について」から、追加日程第16、発議第2号「閉会中の継続審査の申し出について」までを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○**議長（河野）** 追加日程第12、議案第5号「監査委員（議員のうちから選任）の選任同意について」を行います。

○**議長（河野）** 本件について、ただいまより、提案理由の説明を求めます。前田町長。

○**町長（前田）** はい、議長。

○**議長（河野）** 町長。

○町長（前田）議長。

○町長（前田）ただいま、上程されました議案1件につきまして、ご説明申し上げます。

議案第5号「監査委員（議員のうちから選任）の選任同意について」の議案は、議員のうちから選任する監査委員といたしまして、住所、綾川町粉所東1448番地1、生年月日、昭和33年6月6日、植田誠司氏を、地方自治法第196条第1項の規定により選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

以上、議案1件につきまして、提案理由を申し上げましたが、何卒ご同意くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（河野）これをもって、提案理由の説明を終わります。

○議長（河野）それでは、議案第5号、「監査委員の選任同意について」を採決いたします。なお、議場内に本人がいますので、地方自治法第117条の規定により、植田議員の退場を求めます。

（植田議員、退場）

○議長（河野）この採決は、人事案件でございますので、起立によって行います。本案のとおり選任同意に賛成諸君の起立を求めます。

（起立10名）

○議長（河野）ありがとうございました。起立多数であります。よって監査委員に、植田議員を選任同意することに決しました。

○議長（河野）植田議員の入場を許可いたします。

（植田議員、入場）

○議長（河野）植田君に、会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。ただいまの監査委員の選任の件は、同意されました。

○議長（河野）日程第13、「香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について」を行います。

○議長（河野）お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。これに、ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

○議長（河野）お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。これに、ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

○議長（河野）香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に、16番、河野雅廣君を指名いたします。

○議長（河野）お諮りいたします。ただいま、指名しました河野雅廣君を当選人と定めることにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

○議長(河野) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました河野雅廣君が香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。

○議長(河野) 日程第 14、「香川県広域水道企業団議会議員の選挙について」を行います。

○議長(河野) お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

○議長(河野) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

○議長(河野) お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。これに、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

○議長(河野) 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

○議長(河野) 香川県後広域水道企業団議会議員に、16 番、河野雅廣君を指名いたします。

○議長(河野) お諮りいたします。ただいま、指名しました河野雅廣君を当選人と定めることにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

○議長(河野) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました河野雅廣君が香川県広域水道企業団議会議員に当選いたしました。

○議長(河野) 日程第 15、発議第 1 号、議会運営委員長から、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務審査の件」について、閉会中の継続審査の申し出であります。

○議長(河野) お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査について同意することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

○議長(河野) 異議なしと認めます。よって本件は、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにいたしました。

○議長(河野) 日程第 16、発議第 2 号、議会広報編集特別委員長から、「議会広報編集特別委員会の広報誌の編集及び発行に関する事項」について、閉会中の継続審査の申し出であります。

○議長(河野) お謀りいたします。議会広報編集特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査について同意することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

○議長(河野) 異議なしと認めます。よって本件は、議会広報編集特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにいたしました。

○議長(河野) 以上で、本臨時会に付されました事件は、全て終了をいたしました。従っ

て、会議規則第7条の規定により、これをもって本日で閉会いたしたいと思います。

○議長（河野） 閉会することに、ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 異議なしと認めます。よって、本臨時会は、本日で閉会することに決定いたしました。これで、本日の会議を閉じます。令和6年第2回綾川町議会臨時会を、閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午後 2時59分